

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市宮城野福祉事務所長

審査請求人が平成29年5月19日付けで提起した生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

仙台市宮城野福祉事務所長が平成29年3月22日付けH28宮保護第7号で審査請求人に対してした生活保護廃止決定処分は、これを取り消す。

#### 第1 事案の概要

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成26年4月30日に仙台市宮城野福祉事務所長(以下「処分庁」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護(以下「保護」という。)の申請をした。
- 2 請求人は、保護申請時において、オートバイ(250cc)1台及び原動機付自転車2台(50cc1台及び80cc1台)の合計3台のオートバイ等(以下「オートバイ等」という。)を保有していた。なお、請求人は、処分庁が平成26年5月7日に新規調査のため請求人宅を訪問した際、オートバイ等を確認したかどうかについて種々主張しているが、請求人が提出した同年4月30日付けの資産申告書にオートバイ等の記載があり、請求人がオートバイ等を保有していたこと自体に争いはない。
- 3 処分庁は、請求人のオートバイ等のうち、オートバイについては保有を否認した上で、就労開始による早期の自立可能性が認められたため、その処分指導を保留することとし、原動機付自転車については2台とも保有を容認するとした援助方針を平成26年4月30日付けで策定し、同日から保護を開始した。
- 4 処分庁は、平成27年1月29日に請求人宅を訪問し、請求人の体調悪化により就労開始による早期の自立が見込めなくなったことを確認し、同年4月1日付けで援助方針を変更し、オートバイについては処分指導を行うこととし、原動機付自転車2台については引き続き保有を容認することとした。
- 5 処分庁は、平成28年10月1日付けで援助方針を変更し、オートバイについては引き続き処分指導を行うこととし、原動機付自転車2台については任意保険への加入を条件として保有を容認することとした。
- 6 処分庁は、平成28年10月5日に来所した請求人に対して、5のとおり援助方針を変更したことを説明し、オートバイの処分及び原動機付自転車の任意保険への加入を指示した。
- 7 処分庁は、平成28年11月21日にケース診断会議を開催し、以下の4点について決定した。
  - (1) オートバイの処分指導は妥当であること。

- (2) 2台の原動機付自転車については任意保険への加入を条件に1台のみ保有を認め、もう1台は処分指導すること。
- (3) (1) 及び(2)については、査察指導員同席の上、期限を定めて口頭で指示し、指示に従わない場合は文書指示を行うこと。
- (4) 請求人のオートバイ等の運転の可否について医師に確認すること。
- 8 処分庁は、平成28年12月5日に来所した請求人に対して、7のケース診断会議の結果に基づき、以下の3点を口頭で指示し、その履行期限を平成29年1月13日とした。
- (1) オートバイを処分すること。
- (2) 原動機付自転車2台のうち、いずれか1台を処分することとし、保有する原動機付自転車は任意保険に加入すること。
- (3) 保有する原動機付自転車以外は運転しないこと。
- 9 処分庁は、請求人が8の指示事項を履行期限までに履行しなかったことから、平成29年2月6日にケース診断会議を開催し、文書による指導指示を行い、その履行期限を同月20日とすることを決定し、請求人宛てに「生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書」(同月10日付けH28宮保護第560号。以下「本件指導指示書」という。)を通知した。
- 10 処分庁は、請求人が9の指示事項を履行期限までに履行しなかったことから、平成29年2月22日にケース診断会議を開催し、指示事項を履行しないことについての弁明の機会を付与することを決定し、請求人宛てに「弁明の機会の付与通知書」(同月24日付けH28宮保護第589号)を通知した。
- 11 請求人は、平成29年3月3日に処分庁を訪れ、指示事項を履行期限までに履行しなかったことについて、おおむね以下の内容を弁明した。
- (1) 口頭指示及び文書指示共に履行期限が短く、                    の自分には履行できない。
- (2) オートバイ等の保有が認められないとするルールでは、就労できなくなり、立ち直りにくくなる。
- (3) オートバイ等がない生活の方が、交通費がかかる。
- 12 処分庁は、11の弁明を受け、平成29年3月6日にケース診断会議を開催し、請求人の                    を踏まえ、本件指導指示書の履行期限を同月17日まで延長する旨を、同月7日に口頭(電話)で告知した。
- 13 処分庁は、平成29年3月17日に請求人宅を訪問し、請求人が本件指導指示書の指示事項についていずれも履行していないことを確認したことから、同月21日にケース診断会議を開催し、法第62条第3項の規定により、同月18日付けで保護を廃止することを決定し、同月22日付けH28宮保護第7号で保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)を通知した。
- 14 請求人は、本件処分を不服として、平成29年5月19日付けで本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件処分は違法又は不当であることから、その取消しを求めている。その他、処分庁の職員や処分庁から提出された各種資料中の記載等に対する不満と思われる主張を縷々述べている。

- (1) 誤った事実に基づいて指導が行われている。
- (2) 本件処分は過重であり、処分庁の権限の濫用である。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ適切である旨主張している。

- (1) 請求人が主張する「誤った事実に基づいての指導」と認められる事実は存在しない。
- (2) 本件処分は、法第62条第3項に基づいて適正に請求人の保護廃止を決定したものであり、その決定の途中で弁明の機会の付与、請求人の病状を確認した上で履行期限の再設定を行う等、法に基づいて適正に手続を進めたものである。

## 第3 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 保護受給中の指導指示について

イ 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」とし、また、同条第2項は、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない」としている。

ロ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11の2の(4)は、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(中略)に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする」としている。なお、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)Ⅱの1「法第27条による指導指示」においても、同趣旨の内容を記載している。

#### (2) 法第27条第1項に基づく指導指示に従わない場合について

イ 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」とし、同条第3項では、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」としており、さらに同条第4項では、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない」としている。

ロ 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第19条は、「法第62条第3項…の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない」としている。

ハ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第11の間1の答は、被保護者が書面による指導指示に従わない場合の取扱基準について、以下の1から3までのとお

り定めている。なお、被保護者が書面による指導指示に従わない場合であっても、「当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、(中略)再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと」とされている。

1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。(以下略)

(3) 法第62条第3項に基づく保護の停止又は廃止処分について

法第26条は、「保護の実施機関は、(中略)保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。(中略)第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止するときも、同様とする」としている。

## 2. 本件処分の検討について

### (1) 本件処分における手続について

処分庁は、第1の12及び13のとおり、本件指導指示書で示した履行期限を経過した後、平成29年3月3日に実施した弁明の機会における請求人の主張を一部受け入れ、指示事項の履行期限を同月17日まで延長することとし、その旨請求人に対し電話で知らせたが、延長後の期限までに履行されなかったことから、本件処分を行っている。このように、処分庁は、本件指導指示書で示した履行期限を延長するに際して、再度書面による指導指示を行っておらず、かつ弁明の機会も設けていない。

このような本件処分における手続について、違法又は不当な点がないか検討する。

### イ 書面による指導指示がなされていない点について

1の(2)のイ及びロのとおり、指導指示違反を理由に保護廃止等の処分をする場合、当該指導指示は書面によって行わなければならないとされている趣旨は、指導指示違反が保護廃止等の重大な効果をもたらすことから、実施機関における指導指示の必要性及び内容の検討を慎重ならしめるとともに、被指示者に指示の存在及び内容を正確に知らしめる必要がある点にあると考えられる。そして、指示事項の履行期限も指導指示の内容に含まれる。そこで、指示事項の履行期限を延長した場合は、新たな指導指示として、再度書面によって行うことが必要である。被保護者が書面による指導指示に従わない場合であっても、状況により

なお効果が期待されるときは、「再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと」とする1の(2)のハの課長通知は、当該趣旨に沿うものといえる。

しかしながら、処分庁は、本件指導指示書で示した履行期限を延長するに際して、再度書面による指導指示を行っておらず、またこのことに関する処分庁からの主張はない。

ロ 弁明の機会を設けていない点について

1の(2)のイのとおり、指導指示違反を理由に保護廃止等の処分をする場合、被指示者に弁明の機会を保障しなければならないとされている趣旨は、公正・透明な手続を保障するとともに、被指示者に口頭で十分な言い分を尽くさせ、その防御権を確保する点にあると考えられる。そして、前述のとおり、指示事項の履行期限を延長した場合は、新たな指導指示であることから、当該場合にも再度弁明の機会を設ける必要がある(被指示者が再度弁明する内容が、当初弁明した内容と異なってくることは十分あり得るところである)。

しかしながら、処分庁は、本件指導指示書で示した履行期限を延長するに際して、再度弁明の機会を設けておらず、またこのことに関する処分庁からの主張はない。

ハ 小括

以上のように、本件処分における手続には違法又は不当な点があり、本件処分も違法又は不当であるとの評価は免れない。

(2) 保護廃止処分であることについて

(1)のとおり、そもそも本件処分における手続に違法又は不当な点があるが、処分庁が第1の13のとおり、保護の変更ないし停止処分ではなく、保護廃止処分を行っていることについても違法又は不当がないか検討する。

1の(1)のイのとおり、被保護者に対する指導指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならないとされていることからすると、保護の実施機関が法第62条第3項に基づいて保護停止等の処分をする際も、指導指示の内容、違反の程度、保護の停止等の必要性等を踏まえ、慎重に判断しなければならないと考えられる。被保護者が書面による指導指示に従わない場合の取扱基準を定める1の(2)のハの課長通知は、法令の趣旨に沿うものと考えられる。

当該取扱基準によれば、保護廃止処分を行うのは、保護停止処分後も引き続き指導指示に従わない場合(課長通知第11の問1の答2のなお書き)又は同3の(1)ないし(3)に該当する事情がある場合に限られている。

しかしながら、少なくとも本件各種資料からは、これらに該当する事情は見当たらない。また、処分庁が本件処分に先立ち、これらに該当するかを検討した形跡は見られず(本件処分を行うことを決定した平成29年3月21日付けケース診断会議録にもこれらを検討した記載等はない)、処分庁からこのことに関する主張はない。

したがって、本件処分は、適正なものとは言い難く、本件処分は実体的にも違法又は不当な処分と言わざるを得ない。

なお、本裁決書は、処分庁が請求人に対して行ったオートバイ等の処分指導自体の適否を判断するものではない。

(3) その他について

請求人は、処分庁の職員や処分庁から提出された各種資料中の記載等に対する不満と思われる主張をしている。しかしながら、これら主張は本件処分が違法又は不当であるかの判断に影響

響するものではないと考えられるため、本裁決書ではこれら主張について判断しない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、処分庁においては、第3の2の（1）及び（2）で述べたほか、平成29年2月24日付け「弁明の機会の付与通知書」において、予定している処分が具体的に特定されていない等の不適切と思われる点が見られるが、請求人に対する恣意的な意図等は見当たらず、再三請求人から事情を聴取し、口頭指導を行う等真摯に対応していたと思われる。他方、請求人においては、本件各種資料によると、保護開始当初から処分庁と十分なコミュニケーションを図ろうとする姿勢が十分であったとは言い難い。処分庁の対応等に不満があるかもしれないが、請求人は、今後より誠実に処分庁と適切なコミュニケーションを図るよう努められたい。

平成29年12月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩